

平成22年 12月21日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所
市 場 部

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（取引時間の一部見直しについてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

取引時間の一部見直しについて

2. 意見提出方法等

(1) 提出期限：平成23年1月11日（火）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

① 郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

② FAXの場合：092-713-1540

③ E-mailの場合：pc@fse.or.jp

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <http://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以上

【問い合わせ先】

会員制法人 福岡証券取引所 市場部

TEL (092) 741-8231

取引時間の一部見直しについて

平成 22 年 12 月 21 日
証券会員制法人 福岡証券取引所

I 趣旨

我が国の証券市場の取引時間は他の国と比較して短い状況であり、国際競争の観点からも他国並みとすべきとの意見があります。

これについては、市場利用者の利便性の観点から、取引時間の延長による取引機会の拡大を期待する意見がある一方で、拡大の仕方によっては、現状の実務慣行等を大きく変更する必要性が生じ、市場全体としてコストアップとなる可能性があるとの意見もあり、全体のニーズとコストを十分比較考慮して対処すべきものと考えられます。

本所としては、

- ①立会市場の午前立会の開始時刻の繰上げや午後立会の終了時刻の繰り下げは、その影響が広範囲かつ甚大で、現状では実施が困難であること
- ②現状の二場制（午前立会と午後立会の間に昼休みを挟む形態）の下で、昼休み前後のいわゆる「板寄せ」による売買のニーズが高いこと

といった実態を踏まえ、他の取引所とも歩調を合わせながら、昼休み時間帯を短縮することにより取引時間の拡大を図ることとします。

具体的には、株券（新株予約権証券及び投資信託受益証券等を含む。以下同じ。）及び転換社債型新株予約権付社債券に係る立会市場について、午前立会と午後立会の取引時間のバランスも考慮し、現行の午前立会終了時間である午前 1 1 時 0 0 分を午前 1 1 時 3 0 分とするなど、所要の改正を行うものとしします。

II 概要

項目	内容	備考
1. 取引時間の一部見直し	<ul style="list-style-type: none">株券に係る立会市場の取引時間について、午前立会の売買立会時を午前 9 時から<u>午前 11 時 30 分</u>までとします。株券に係る立会外取引市場の単一銘柄取引の取引時間について、前場終了後の取引時間を<u>午前 11 時 30 分</u>から午後 0 時 30 分までとします。転換社債型新株予約権付社債券に係る立会市場の取引時間について、午前立会の売買立会時間を午前 9 時から<u>午前 11 時 30 分</u>までとします。	<ul style="list-style-type: none">現行の取引時間は午前 9 時から午前 11 時まで。現行の取引時間は午前 11 時から午後 0 時 30 分まで。現行の取引時間は午前 9 時から午前 11 時まで。

III 実施時期（予定）

- 平成 23 年度前半を目途に実施します。

以上